

第 9 期における介護保険料設定の考え方について

区は保険者として、3 年を一期とする介護保険事業計画期間中の介護サービスの費用（介護給付費）等の見込み量を推計するとともに、介護保険料を設定する必要がある。

令和 6 年度～令和 8 年度の第 9 期の介護保険料については、令和 5 年度までの給付費等の実績や国が定める介護報酬改定などの事項を反映して、令和 6 年 1 月以降に設定していく予定だが、今後の介護保険料を設定するにあたって、現時点での状況及び考え方を整理した。

1 介護保険料について

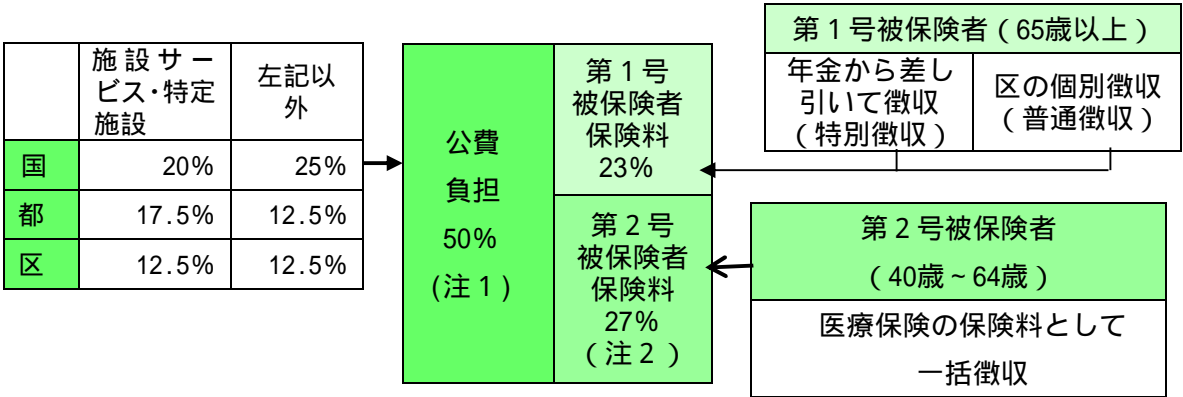
(1) 介護サービスの財源

介護サービスを利用する場合、原則として費用の 1 割～3 割が利用者負担となり、残りの費用を介護保険事業から給付される。介護保険事業の財源は、国・都・区の公費と、65 歳以上の第 1 号被保険者、40 歳から 64 歳の第 2 号被保険者の保険料で負担している。

(2) 介護保険の被保険者と保険料の徴収

65 歳以上の「第 1 号被保険者」の介護保険料は、保険者（区）が徴収し、40～64 歳で医療保険に加入している「第 2 号被保険者」の介護保険料は、医療保険者が徴収する。

介護保険（標準給付費）の財源構成（第 9 期）



(注 1) 国の負担分のうち、財政調整交付金として全国平均で 5% が各区市町村間の高齢者の年齢構成や所得分布に応じて交付される。交付割合が 5% 未満の場合は、差分が第 1 号被保険者の負担となる。

(注 2) 第 1 号被保険者と第 2 号被保険者の負担割合は、国内の人口比により国が定める。（介護保険法第 125 条 介護保険の国庫負担金の負担等に関する政令）

第 9 期の第 2 号被保険者の負担割合は、令和 5 年 7 月 31 日開催の全国介護保険担当課長会議資料で示された割合

(3) 第1号被保険者の介護保険料の設定について

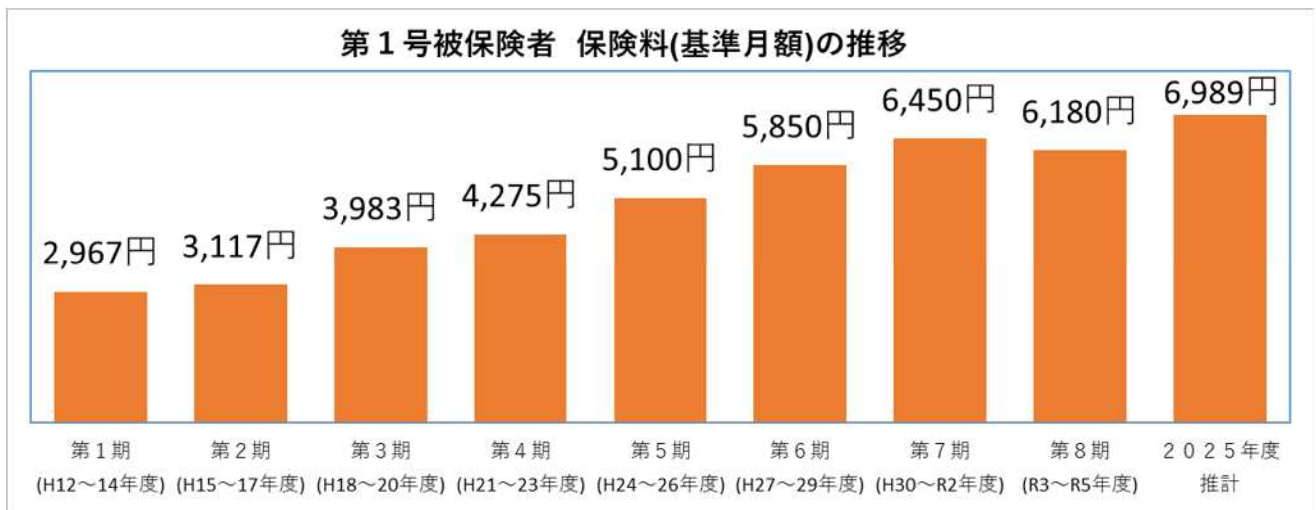
区は、介護保険法(第129条)に基づき、3年を一期とする介護保険事業計画期間中の介護サービスの費用(介護給付費)等の見込み量を推計するとともに、介護保険料を所得段階別に条例(世田谷区介護保険条例)にて定める必要がある。

介護保険法施行令(第39条)には、標準となる所得段階と保険料率(基準額に対する倍率)とともに、保険者(区)が独自に保険料率の設定や住民税課税層の所得段階の弾力化(多段階化)等ができることが規定されている。

2 第8期の世田谷区の介護保険料について

(1) 介護保険料の推移

第8期の介護保険料(基準月額)は、制度開始時(平成12年度)の約2.1倍に増えている。一方、給付費等の増加見込みや介護報酬のプラス改定があった中、介護給付費準備基金を活用することで第7期の介護保険料より引き下げている。



2025年度推計は、第8期計画にて推計した介護保険料

計画期間ごとの各階層別の保険料の推移は、別紙1を参照。

(2) 第1号被保険者の保険料段階と保険料率・年間保険料

第8期(令和3年度～令和5年度)					第7期(令和2年度)		人口 構成 比		
段階	所得段階区分()は第7期基準		国料率	区料率	年額保険料 (円)	区料率		年額保険料 (円)	
1	非課税世帯	生活保護等受給者 老齢福祉年金受給者	0.30 [0.50]	0.30 [0.50]	22,248	0.30 [0.50]	23,220	2.7%	
2		本人の合計所得金額と課税対象 年金収入額の合計が80万円以下 の方							0.30 [0.50]
3		本人の合計所得金額と課税対象 年金収入額の合計が80万円を超 え120万円以下の方	0.50 [0.75]	37,080 <u>(0.40)</u> <u>(29,664)</u>	0.50 [0.65] <u>(0.50)</u> <u>(38,700)</u>	38,700 <u>(38,700)</u>	6.5%		
4		本人の合計所得金額と課税対象 年金収入額の合計が120万円を超 える方							0.70 [0.75]
5	課税世帯	本人の合計所得金額と課税対象 年金収入額の合計が80万円以下 の方	0.90	0.85	63,036	0.90	69,660	13.5%	
6		本人の合計所得金額と課税対象 年金収入額の合計が80万円を超 える方							基準額 1.00
7	課税世帯	合計所得金額が120万円未満の方	1.70	1.15	85,284	1.15	89,010	11.1%	
8		合計所得金額が120万円以上 210(200)万円未満の方		1.30	1.25	92,700	1.25	96,750	12.7%
9		合計所得金額が210(200)万円以上 320(300)万円未満の方		1.50	1.40	103,824	1.40	108,360	7.1%
10		合計所得金額が320(300)万円以上 400万円未満の方		1.70	1.60	118,656	1.60	123,840	3.1%
11		合計所得金額が400万円以上500 万円未満の方			1.70	126,072	1.70	131,580	2.9%
12		合計所得金額が500万円以上700 万円未満の方			1.90	140,904	1.90	147,060	2.3%
13		合計所得金額が700万円以上 1,000万円未満の方			2.30	170,568	2.30	178,020	1.7%
14		合計所得金額が1,000万円以上 1,500万円未満の方			2.70	200,232	2.70	208,980	1.2%
15		合計所得金額が1,500万円以上 2,500万円未満の方			3.20	237,312	3.20	247,680	0.8%
16		合計所得金額が2,500万円以上 3,500万円未満の方			3.70	274,392	3.70	286,380	0.3%
17	合計所得金額が3,500万円以上の 方	4.20	311,472		4.20	325,080	0.8%		

- 1 料率の[]内は、消費税率の引き上げによる財源を活用した保険料軽減前の数字。
- 2 料率及び保険料の()内は、区による独自軽減後の数字。
- 3 第7期は年度により料率、金額の一部が異なるため、令和2年度の料率、金額を掲載している。
- 4 第1～第6段階の合計所得金額は、年金に係る雑所得金額を差し引いた額を用いる。

(3) 低所得者等への配慮

介護保険制度の持続可能性のためには、低所得者等に配慮した保険料設定が必要である。そのため、世田谷区では第8期の介護保険料設定においては以下の対応を行った。

保険料率の変更

第7期から本人非課税の保険料率の一部を変更し、保険料を引き下げた。

第4段階（保険料率 0.70 0.65）、第5段階（保険料率 0.90 0.85）

消費税率の引き上げによる財源を活用した低所得者対策（国制度）

令和元年10月の消費税率10%の引き上げによる増収分を活用して、公費負担とは別に財源（国1/2、都1/4、区1/4）を投入して、低所得者の保険料軽減を図った。

区独自の保険料減額

区では、介護保険料の納付が経済的に困難な方で一定の要件に該当する方を対象に、介護保険料を減額する制度を実施している。

【減額内容】

第3段階 37,080円 29,664円 第4段階 48,204円 37,080円

【区独自の保険料減額の要件】主なもの

- ・現在、生活保護を受けていない。
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に入所していない。
- ・自宅以外に不動産を所有していない。
- ・所得税及び住民税を納めている人の扶養を受けていない。また、生計が同一でない。
- ・健康保険（医療保険）の被扶養者となっていない。
- ・世帯の年間の収入金額が150万円以下（2人以上の時は1人増加するごとに50万円を加えた額）
- ・世帯の預貯金、有価証券等の合計額が350万円以下（2人以上の時は1人増加するごとに100万円を加えた額）
- ・保険料の未納がない。

【令和4年度実績】 46人

(4) 基金の活用

事業計画期間内の給付費等の第1号被保険者の負担分は、計画期間内の保険料収入でまかなうことが原則である。一方、給付費等の実績が見込み量より少なかった場合や介護保険料の収入実績が見込みより多かった場合、差分の介護保険料は、介護給付費準備基金に積み立て、次期計画以降の保険料必要額に充当することで保険料の上昇抑制を図ることができる。そのため、第8期では基金残高の一部を充当することで介護保険料の上昇抑制を図った。

一方、第8期において介護保険料や基金が不足し、都の基金（東京都財政安定化基金）からの借入れを行った場合、第9期の介護保険料で返済する必要が生じるため、第9期の介護保険料が大幅に上昇する可能性があることから、基金残高の一部を留保した。

令和2年度末基金残高見込み（保険料設定時） 約94億4千万円

基金充当額 約57億7千万円 介護保険料（基準額） 約806円引き下げ

（5）新型コロナウイルス感染症の影響について

第8期の介護保険料の設定を行っていた令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期であり、その影響がいつまで継続するのか、またその影響の範囲がどこまで広がるのかの予測が困難な状況であった。そのため、介護保険料の設定に必要な推計では以下の対応を行った。

第1号被保険者の見込みは将来推計に基づき推計したため、コロナの影響は反映していない。

要介護・要支援認定者数の推計では、令和2年度の実績が前年度までと異なる状況であったため、令和元年度までの実績をもとに推計を行った。

令和2年度において、一部のサービスが感染拡大の影響を受けていたため、サービスの見込み量の推計では、令和元年度までの実績との差を調整しながら推計を行った。

介護保険料の段階別の人数割合は、感染拡大による経済活動の停滞等の影響があると見込んで、保険料段階別の構成比の一部を変更した。

(6) 第8期の介護保険料の23区比較

第8期の23区の介護保険料(基準月額)を比較すると、高いほうから12番目となっている。第7期からの介護保険料(基準月額)の増減額は-270円、伸び率は-4.2%となっており、どちらも23区で最も低い数値となっている。

(基準額の単位:円)

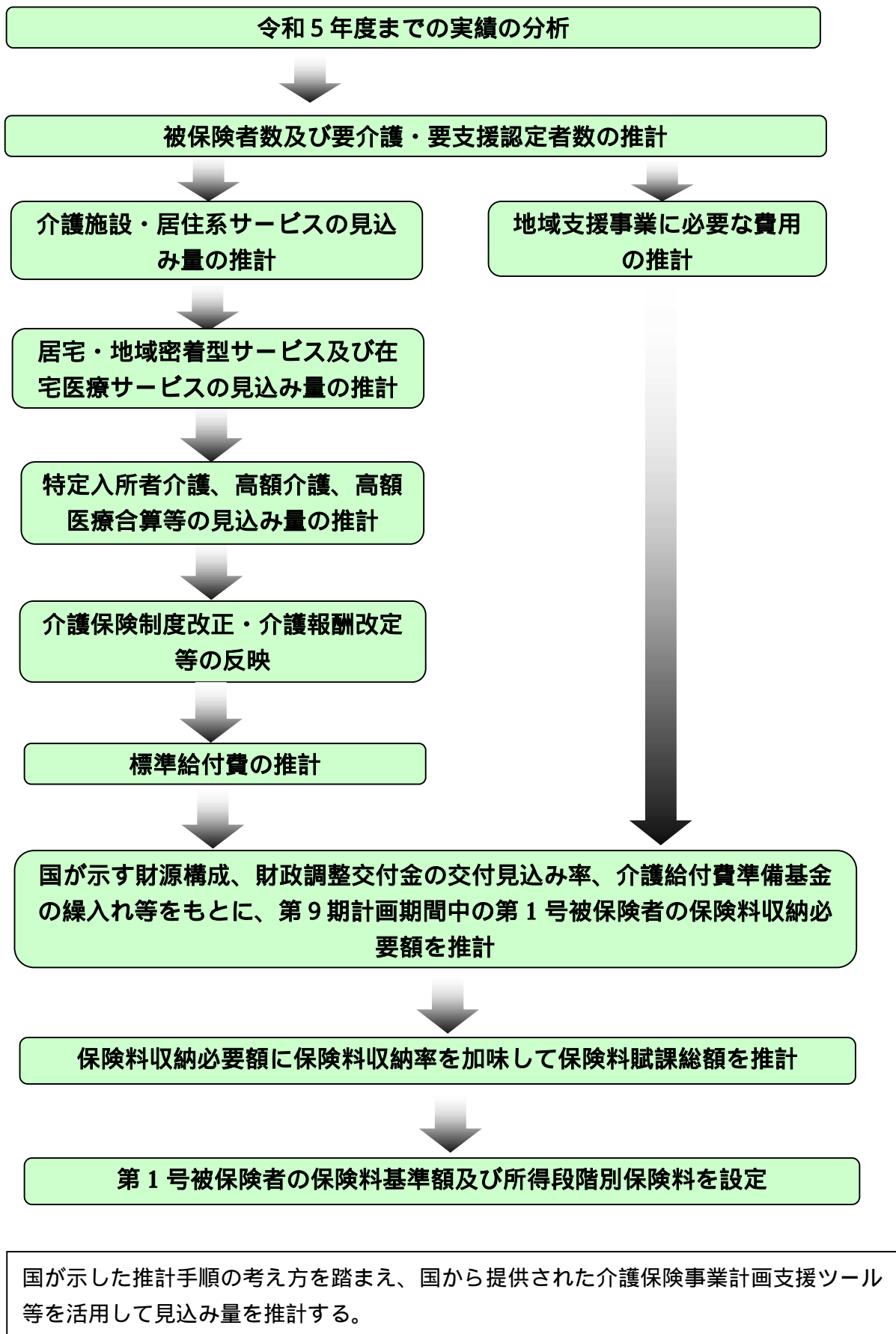
	第8期		第7期		増減額		伸び率	
	基準額	順位	基準額	順位	金額	順位	率	順位
千代田区	5,400	23	5,300	23	100	11	1.9%	10
中央区	5,920	19	5,920	18	0	13	0.0%	13
港区	6,245	8	6,245	6	0	13	0.0%	13
新宿区	6,400	6	6,200	8	200	7	3.2%	7
文京区	6,017	16	6,017	13	0	13	0.0%	13
台東区	6,442	5	6,142	10	300	6	4.9%	5
墨田区	6,390	7	6,480	2	-90	22	-1.4%	22
江東区	5,800	21	5,400	21	400	4	7.4%	4
品川区	6,100	14	5,600	20	500	1	8.9%	2
目黒区	6,200	9	6,240	7	-40	21	-0.6%	21
大田区	6,000	17	6,000	14	0	13	0.0%	13
世田谷区	6,180	12	6,450	4	-270	23	-4.2%	23
渋谷区	5,960	18	5,960	16	0	13	0.0%	13
中野区	5,726	22	5,726	19	0	13	0.0%	13
杉並区	6,200	9	6,200	8	0	13	0.0%	13
豊島区	6,200	9	6,090	12	110	10	1.8%	11
北区	6,117	13	6,117	11	0	13	0.0%	13
荒川区	6,480	4	5,980	15	500	1	8.4%	3
板橋区	6,033	15	5,933	17	100	11	1.7%	12
練馬区	6,600	3	6,470	3	130	9	2.0%	9
足立区	6,760	1	6,580	1	180	8	2.7%	8
葛飾区	6,710	2	6,400	5	310	5	4.8%	6
江戸川区	5,900	20	5,400	21	500	1	9.3%	1
23区平均	6,164		6,037		127		2.1%	
東京都平均	6,080		5,911		169		2.9%	
全国平均	6,014		5,869		145		2.5%	

出典:厚生労働省

	世田谷区	23区の状況	国標準
保険料率の上限	4.2	2.8~6.0	1.7
保険料の段階	17段階	14段階~17段階	9段階

23区の状況は、各区のホームページに掲載されている内容をもとに区で独自に集計した。

3 第9期における見込み量の推計と保険料設定の流れ（案）



(1) 令和 5 年度までの実績の分析 (途中経過) 別紙 2

(2) 被保険者数の推計 (令和 5 年 10 月以降)

区が作成する最新の「世田谷区将来人口推計」をベースに、令和 5 年度までの分析及び住所地特例対象者数を加味し、性別・年齢階層別に各年度の被保険者数を推計する。

【参考】住所地特例

・他区市町村の施設に入所・入居して、施設所在地に住所を変更した場合、引き続き元の住所地の第 1 号被保険者となる制度。住所地特例の対象施設は特別養護老人ホームや有料老人ホーム等がある。

(3) 要介護・要支援認定者数の推計 (令和 5 年 10 月以降)

被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合を示す「認定率」は、性別・年齢階層別で割合が異なることから、過去の動向等を踏まえ、性別・年齢階層別の「認定率」を推計する。その上で、各年度の被保険者数と認定率を乗じて要介護度別の認定者数を推計する。

(4) 介護施設・居住系サービスの見込み量の推計 (令和 5 年 11 月以降)

施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び居住系サービス (認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護) の見込み量は、過去の要介護・要支援認定者別の利用状況を分析するとともに、「世田谷区介護施設等整備計画」(以下、「施設等整備計画」) に基づく介護施設等の整備目標を踏まえて推計する。

上記のサービスの利用者は原則として単一のサービスを利用する。

(5) 居宅・地域密着型サービス及び在宅医療サービスの見込み量の推計

(令和 5 年 11 月以降)

上記 (4) 以外の居宅・地域密着型サービス及び在宅医療サービスの見込み量は、要介護・要支援認定者数に対するサービス利用者数の割合や一人あたりのサービス利用回数・給付費等の実績を分析し、推計する。地域密着型サービスは「施設等整備計画」に基づく事業所数を考慮する必要がある。

一方、「施設等整備計画」に基づき、サービス量が増加した場合、その影響を踏まえ、他のサービスの見込み量を調整して推計する。

(6) 特定入所者介護、高額介護、高額医療合算等の見込み量の推計 (令和 5 年 11 月以降)

特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を過去の実績を踏まえて推計する。

(7) 介護保険制度改正・介護報酬改定等の反映、標準給付費の推計（令和6年1月頃）

介護保険制度改正の影響について、国が係数や計算式を示した場合、それに基づき影響額を推計する。また、介護報酬改定により改定率が示された場合、必要経費に改定率を反映する。

以上の作業の結果、「標準給付費」として必要な費用の総額を見込む。

(参考) 介護報酬の改定率

第5期	平成24年度	+ 1.2%	
	平成26年度	+ 0.63%	消費税率8%の引き上げ分反映
第6期	平成27年度	- 2.27%	
	平成29年度	+ 1.14%	介護人材の処遇改善
第7期	平成30年度	+ 0.54%	
	令和元年度	+ 1.67%	介護人材の処遇改善
		+ 0.39%	消費税率10%の引き上げ分反映
第8期	令和3年度	+ 0.70%	
	令和4年度	+ 1.13%	介護人材の処遇改善

【参考】第8期の標準給付費の見込み

単位:百万円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総給付費（介護給付費 + 予防給付費）	59,614	61,639	63,494	65,802
特定入所者 介護サービス費	850	803	817	819
高額介護サービス費	2,490	2,706	3,027	3,170
高額医療合算 介護サービス費	432	469	510	567
審査支払手数料	74	77	80	84
合計（標準給付費）	63,461	65,694	67,927	70,443

出典：第8期計画

(8) 地域支援事業に必要な費用の推計 (令和 5 年 10 月以降)

地域支援事業は、高齢者ができるだけ地域で自立した生活を営むことを支援する区の一サービスである。「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」について、国の制度改正や区の施策を踏まえて、必要な費用を見込む。

(地域支援事業の内訳は、第 8 期計画 P 68 参照)

なお、国で地域支援事業の上限を定めていることから、上限以内での事業を実施する必要がある。

地域支援事業費の財源構成 (第 9 期)

< 介護予防・日常生活支援総合事業 >

< 包括的支援事業・任意事業 >

公費 負担 50% (注 1) (注 2)	第 1 号 被保険者 保険料 23%
	第 2 号 被保険者 保険料 27%

第 1 号被保険者 保険料 23%
公費負担 77% (注 1)

(注 1) 公費の内訳は、国 1/2、都 1/4、区 1/4。(注 2) 国負担分のうち 5%は財政調整交付金。

地域支援事業の原則の上限

区分	原則の上限の計算方法
介護予防・日常生活支援総合事業	移行前年度 (世田谷区は平成 2 7 年度) の予防給付等実績額 × 7 5 歳以上高齢者の伸び率
包括的支援事業・任意事業	平成 2 6 年度の上限 × 6 5 歳以上高齢者の伸び率

包括的支援事業・任意事業のうち、生活支援体制整備、認知症施策推進、在宅医療介護連携、地域ケア会議推進の上限は別枠

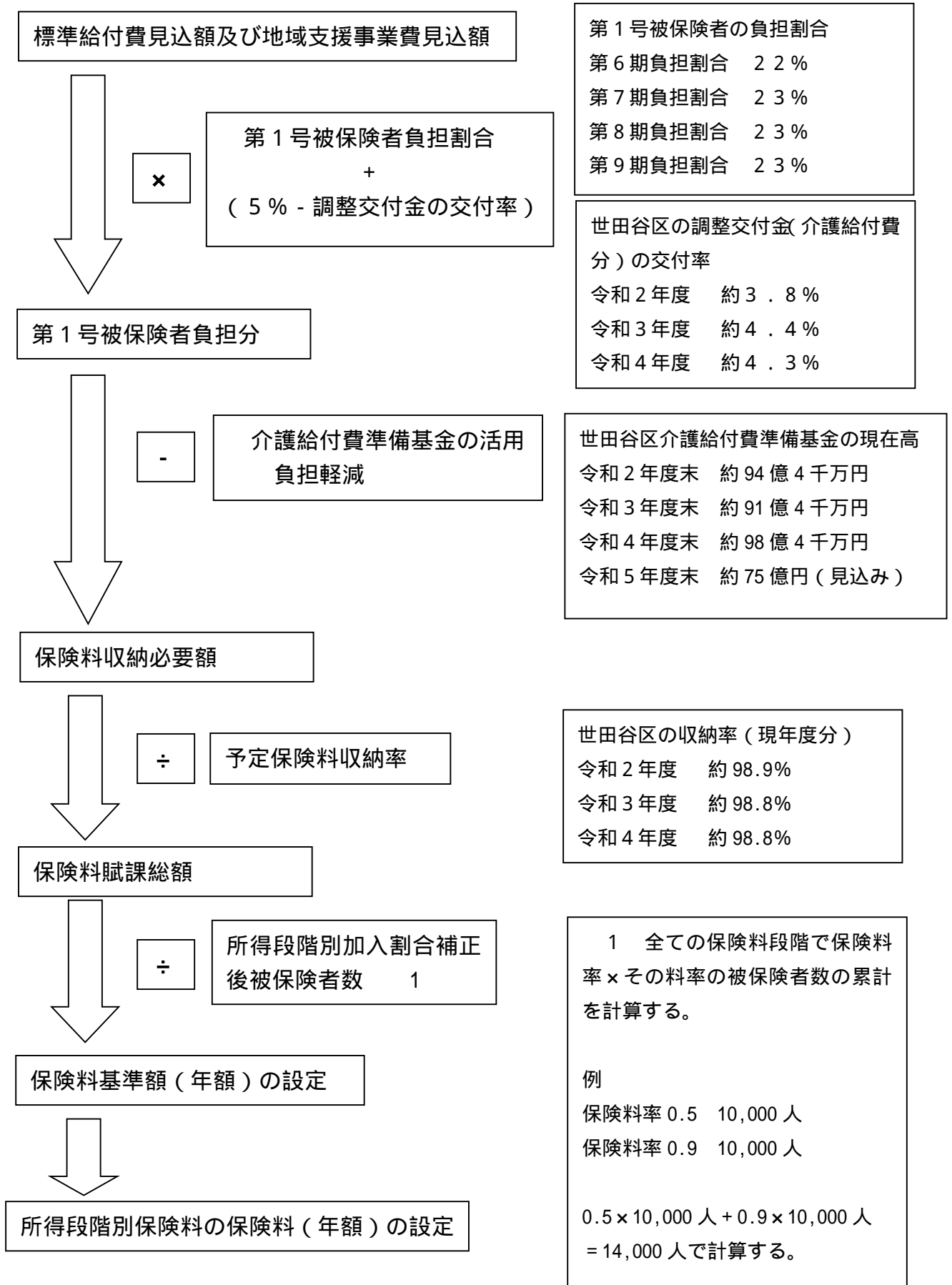
【参考】第 8 期の地域支援事業費の見込み

単位：百万円

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度
介護予防・日常生活支援総合事業	1,886	1,942	2,000	2,082
包括的支援事業及び任意事業	1,189	1,195	1,211	1,228
合計	3,075	3,138	3,211	3,310

出典：第 8 期計画

(9) 第1号被保険者の保険料基準額及び所得段階別保険料を設定(令和6年1月頃)
 第1号被保険者の保険料基準額及び所得段階別保険料を以下の手順で設定する。



4 第9期の介護保険料の設定について

(1) 第9期の保険料設定の検討事項

第9期の保険料設定について、検討すべき事項を整理した。なお、今後、国が保険料設定の考え方を変更した場合は、変更内容を踏まえて対応する必要がある。

基準額の設定について

第7期の世田谷区の基準額は、23区内で上から4位と比較的高い金額となっていたが、第8期は12位で、平均的な額となっている。他自治体との保険料の比較では基準額を用いることから、他区の基準額も視野に入れた保険料設定を検討する必要がある。

(参考)

- ・人口構成の割合の多い保険料段階の保険料率の設定が基準額に大きな影響を与える。
- ・低所得者の保険料率を下げると、基準額は上昇する。
- ・高所得者の保険料率を上げると、基準額は下がるが、人口構成比から高所得者の割合が低いいため、影響は少ない。

低所得者への配慮

介護保険制度の持続可能性のためには、低所得者に配慮した保険料設定が必要である。消費税率の引き上げに伴う財源を活用した公費投入による低所得者対策により、第7期中に第1～第4段階の保険料率は下がり、第8期も継続した。また、第8期では一部の保険料率の変更も行ったところである。

国においては、社会保障審議会介護保険部会が取りまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」における意見の一つである「国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行うことが適当である。」について、経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針）にて令和5年末までに結論を得るよう検討することとなっている。

国の動向も踏まえ、第9期の低所得者の保険料率を検討する必要がある。

保険料段階の細分化

世田谷区では負担能力（所得）に応じた保険料の累進性を高め、保険料段階の細分化を行ってきた。保険料の累進性を高めることは保険料の上昇の抑制に効果があるが、更なる細分化を図り、累進性を高めるのか、国の動向や他自治体の状況も踏まえ検討する必要がある。

介護給付費準備基金の活用

第8期の保険料設定では、第7期末（令和2年度末）の基金残高を約94億4千万円と見込み、そのうち、約57億7千万円を保険料必要額に充当した。その結果、保険料基準額を約806円引き下げる効果があった。

令和4年度の決算が確定していない現時点において、第8期末（令和5年度末）では、約75億円の基金残高を見込んでいることから、第9期においても一定額を保険料必要額に充当し、保険料の負担軽減を図ることを検討する必要がある。

一方、第9期計画で介護サービスの利用や保険料収入が予想と異なって赤字が生じ、かつ、区の介護給付費準備基金が不足する場合は、都の基金（東京都財政安定化基金）から借り入れることになる。借り入れ分は、第10期の保険料で返す必要があることから、第10期の保険料額が大幅に上昇する可能性がある。

第8期までの保険料設定の継承

保険料設定を第8期と大幅に変更することは第1号被保険者の混乱を招くことも想定される。そのため、第8期までの保険料設定の考え方や保険料段階について、一定程度継承することも必要と考える。

(2) その他

単独減免に対する考え方について

介護保険は介護を国民皆で支えあう制度であり、保険料を支払った人に必要な給付を行うことが前提である。そのため、保険者が低所得者である第1号被保険者の保険料を、保険料の全額免除、収入のみに着目した一律の減免、保険料減免分に対する一般財源の繰り入れといった方法で単独減免することは適当でないとされている。多くの保険者と同様に世田谷区でも現在まで上記に該当する減免は行っていない。

計画期間中の介護報酬改定への対応

第6期から第8期では保険料設定時に想定していなかった介護報酬改定が実施されている。今後も同様の国の動きが想定されることから、介護給付費準備基金を留保しておく必要がある。

サービスを利用していない方への保険料の還元等について

前回のパブリックコメント等において、介護保険のサービスを利用していない方やサービスを利用しないよう日頃から健康に気を付けている方に対して、介護保険料の還元等を希望する声がある。「単独減免に対する考え方について」を踏まえると還元する介護保険料の財源は介護サービスを利用している方の介護保険料で負担する必要がある。介護サービスを利用している方の介護保険料の更なる負担増となること、また対象範囲の設定等の課題があることから実現は難しいと考える。

(3) 国の定める事項のうち、今後明らかになる項目

国の定める事項のうち、介護保険料の設定に影響を与える項目のうち、現時点で未定の以下の項目に関しては、明らかになった時点で介護保険料の設定に反映していく。

基準所得額設定

財政調整交付金の交付率の補正係数提示

介護報酬改定

世田谷区の介護保険料(年額)の推移

別紙1

所得段階区分(第7期)		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期				第8期			第8期の保険料と各期との比較							
		H12-14	H15-17	H18-20	H21-23	H24-26	H27-29	H30-R2				R3-R5										
合計所得金額は、期により異なる場合があります。		保険料					保険料	平成30年度	令和元年度	令和2年度	段階	保険料	保険料率	段階	所得段階区分		第4期との比較	第5期との比較	第6期との比較	第7期(R2)との比較		
非課税世帯	本人非課税	生活保護等受給者 老齢福祉年金受給者	17,800	18,700	23,900	25,700	30,600	31,590	34,830	29,025	23,220	第1段階	22,248	0.3	1	非課税世帯	本人非課税	生活保護等受給者 老齢福祉年金受給者	-13.4%	-27.3%	-29.6%	-4.2%
			<35,100>	<38,700>	<38,700>	<38,700>	<37,080>	<0.5>	第2段階	22,248	0.3		2	本人の合計所得金額 と課税対象年金収入額 の合計が80万円以下					-13.4%	-27.3%	-29.6%	-4.2%
		同80万円超～120万円 以下	26,700	28,100	23,900	25,700	30,600	31,590		34,830	29,025	23,220	第3段階		37,080			0.5	3	同80万円超～120万 円以下	-3.7%	-6.8%
									同120万円超					35,900	38,500			45,900			52,650	58,050
同80万円以下	35,600	37,400	47,800	46,200	55,100	63,180	69,660			第5段階	63,036	0.85	5			同80万円以下	36.4%		14.4%	-0.2%		
				同80万円超	51,300	61,200	70,200	77,400			第6段階	74,160		1.0	6		同80万円超	44.6%	21.2%	5.6%	-4.2%	
								月額6,450		月額6,180		基準額										
課税世帯	本人課税	本人の合計所得金額が 120万円未満	44,500	46,800	59,800	59,000	70,400	80,730	89,010		第7段階	85,284	1.15	7	課税世帯	本人課税	本人の合計所得金額 が120万円未満	44.5%	21.1%	5.6%	-4.2%	
						同120万円以上200万円 未満	64,100	76,500	87,750	96,750		第8段階	92,700					1.25	8	同120万円以上210万 円未満	44.6%	21.2%
		同200万円以上300万円 未満	同250万円未満		71,700	85,700	98,280	108,360		第9段階	103,824		1.4	9			同210万円以上320万 円未満	34.8%			21.1%	5.6%
		同300万円以上400万円 未満	53,400	56,100		77,000	97,900	112,320	123,840		第10段階	118,656	1.6					10	同320万円以上400万 円未満	54.1%	21.2%	5.6%
		同400万円以上500万円 未満			89,800				113,200	133,380		147,060		第11段階			126,072			1.7	11	同400万円以上500万 円未満
		同500万円以上700万円 未満	128,500	161,460		178,020	208,980				第12段階	140,904	1.9				12	同500万円以上700万 円未満	56.9%	24.5%		
		同700万円以上1000万円 未満			146,900		182,520	208,980	208,980			第13段階	170,568	2.3					13	同700万円以上1000万 円未満	89.9%	32.7%
		同1000万円以上1500万円 未満	171,400	210,600		247,680			第14段階	200,232	2.7		14	同1000万円以上1500万 円未満			95.2%	36.3%			9.7%	-4.2%
		同1500万円以上2500万円 未満			195,800	231,660	286,380			第15段階	237,312	3.2					15	同1500万円以上2500万 円未満	131.3%	38.5%	12.7%	-4.2%
		同2500万円以上3500万円 未満	325,080				325,080		第16段階		274,392	3.7	16	同2500万円以上3500万 円未満					167.4%	40.1%	18.4%	-4.2%
同3500万円以上					第17段階	311,472	4.2	17		同3500万円以上	203.6%	59.1%			34.5%	-4.2%						

(注1)第6期～第8期の保険料額は、国の公費投入による軽減後の金額。<>内は軽減前の金額。

令和 5 年度までの実績の分析（途中経過）

1. 第 1 号被保険者数の推移（各年度 9 月末時点）

	第 7 期			第 8 期		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
計画 A	184,581	186,216	188,083	187,909	189,165	190,713
実績 B	183,939	185,044	186,381	187,226	187,698	
B 前年度比	0.8%	0.6%	0.7%	0.5%	0.3%	
B / A	99.7%	99.4%	99.1%	99.6%	99.2%	

【参考】令和 5 年度 第 1 号被保険者数の実績（速報値を含む）

R5.3 月末	R5.4 月末	R5.5 月末	R5.6 月末	R5.7 月末
187,928	188,154	188,273	188,246	188,431

第 8 期計画における第 1 号被保険者の計画（見込み）と実績を比較すると、概ね計画通りに推移している。

第 8 期は平成 29 年 7 月に区が作成した「世田谷区将来人口推計」をベースに推計を進めたが、第 9 期は令和 5 年 7 月に作成した「世田谷区将来人口推計」をもとに推計する。

2. 要介護・要支援認定者数の推移（各年度 9 月末時点）

	第 7 期			第 8 期		
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
計画 A	41,243	42,438	43,695	41,501	42,441	43,262
実績 B	39,548	40,094	40,399	41,505	42,026	
B 前年度比	1.9%	1.4%	0.8%	2.7%	1.3%	
B / A	95.9%	94.5%	92.5%	100.0%	99.0%	

【参考】令和 5 年度 要介護・要支援認定者数の実績（速報値を含む）

R5.3 月末	R5.4 月末	R5.5 月末	R5.6 月末	R5.7 月末
41,958	42,054	42,178	42,191	42,181

年齢階層別の認定率（各年度9月末）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
65～74歳	4.3%	4.4%	4.4%	4.5%	4.3%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.6%	4.5%
75～79歳	14.5%	15.1%	<u>15.2%</u>	<u>14.7%</u>	14.0%	13.7%	13.5%	13.2%	13.1%	13.5%	13.1%
80～84歳	32.4%	<u>33.0%</u>	<u>32.8%</u>	32.6%	31.4%	31.0%	30.5%	30.1%	28.7%	28.7%	28.7%
85～89歳	54.8%	55.8%	56.5%	<u>56.9%</u>	<u>56.0%</u>	56.0%	55.3%	55.1%	53.4%	53.2%	53.0%
90歳以上	79.6%	80.4%	80.7%	80.7%	80.2%	79.9%	80.0%	80.2%	80.4%	80.6%	80.2%
第1号被 保険者	19.8%	20.3%	20.5%	20.7%	20.6%	20.9%	21.1%	21.3%	21.3%	21.7%	22.0%

要介護度別の認定者数（各年度9月末）

単位：人

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
要支援1	5,304	5,002	5,114	5,132	5,202	5,253	5,388	5,286
要支援2	4,551	4,582	4,744	5,140	5,553	5,741	5,651	5,523
要介護1	7,431	7,501	7,753	7,738	7,297	7,087	7,751	8,174
要介護2	6,545	6,814	6,810	7,164	7,624	7,811	7,749	7,762
要介護3	4,918	5,106	5,346	5,309	5,258	5,368	5,648	5,795
要介護4	4,575	4,736	4,831	4,863	4,984	4,964	5,273	5,492
要介護5	4,176	4,242	4,213	4,202	4,176	4,175	4,045	3,994
認定計	37,500	37,983	38,811	39,548	40,094	40,399	41,505	42,026
事業対象者	-	362	714	743	759	739	754	788
合計	37,500	38,345	39,525	40,291	40,853	41,138	42,259	42,814

要介護度の構成割合

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
要支援1～ 要介護2	63.5%	62.9%	62.9%	63.7%	64.0%	64.1%	63.9%	63.6%
要介護3～ 要介護5	36.5%	37.1%	37.1%	36.3%	36.0%	35.9%	36.1%	36.4%

第7期は計画と実績に乖離があったため推計方法を見直した結果、第8期計画における要介護・要支援認定者の実績は、概ね計画通りに推移している。

3. 総給付費（介護給付費＋予防給付費）の推移

単位：百万円

	第7期			第8期		
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
計画 A	59,989	64,721	69,381	59,614	61,639	63,494
実績 B	53,994	55,420	56,709	58,719	59,645	
B 前年度比	1.3%	2.6%	2.3%	3.5%	1.6%	
B / A	90.0%	85.6%	81.7%	98.5%	96.8%	

【補足】

- ・ 平成30年4月、令和元年10月、令和3年4月、令和4年10月に報酬改定があった。

要介護・要支援認定者数と同様に、第7期は計画と実績に乖離があったため推計方法を見直した結果、第8期計画における実績は、概ね計画通りに推移している。

総給付費のサービス種別の内訳

(介護予防を含む。単位:千円)

	第7期			第8期				
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度 (A)	R4年度 (B)	全体 構成比	前年比 増減率 (B/A-1)	
居宅サービス	1訪問介護	7,190,175	7,146,334	7,444,991	7,872,281	8,097,063	13.6%	2.9%
	2訪問入浴介護	484,473	443,711	439,688	464,417	435,155	0.7%	-6.3%
	3訪問看護	3,169,654	3,345,494	3,683,417	4,138,583	4,276,609	7.2%	3.3%
	4訪問リハビリテーション	330,324	341,344	333,953	351,793	360,913	0.6%	2.6%
	5居宅療養管理指導	1,562,554	1,670,118	1,755,773	1,886,976	1,962,914	3.3%	4.0%
	6通所介護	5,407,615	5,385,676	5,005,638	5,201,880	5,285,238	8.9%	1.6%
	7通所リハビリテーション	746,073	824,251	775,076	840,315	879,057	1.5%	4.6%
	8短期入所生活介護	977,555	938,293	840,961	907,337	918,752	1.5%	1.3%
	9短期入所療養介護	127,874	173,596	146,100	143,771	122,993	0.2%	-14.5%
	10特定施設入居者生活介護	9,527,241	9,963,208	10,275,653	10,384,701	10,447,439	17.5%	0.6%
	11福祉用具貸与	2,029,988	2,049,828	2,158,357	2,294,109	2,433,628	4.1%	6.1%
	12福祉用具購入費	82,211	78,990	80,553	85,213	88,599	0.1%	4.0%
	13住宅改修	201,114	199,108	177,363	175,286	172,529	0.3%	-1.6%
	14居宅介護支援・介護予防支援	3,337,894	3,393,073	3,453,994	3,707,132	3,823,987	6.4%	3.2%
合計	35,174,744	35,953,024	36,571,516	38,453,795	39,304,875	65.9%	2.2%	
地域密着型サービス	15定期巡回・随時対応型訪問介護看護	404,977	378,166	413,116	403,964	424,181	0.7%	5.0%
	16夜間対応型訪問介護	58,257	53,011	90,474	75,419	71,728	0.1%	-4.9%
	17地域密着型通所介護	2,866,472	2,937,378	2,793,172	2,909,556	2,939,714	4.9%	1.0%
	18認知症対応型通所介護	589,100	593,519	518,111	540,314	501,996	0.8%	-7.1%
	19小規模多機能型居宅介護	624,707	627,680	615,273	582,870	683,774	1.1%	17.3%
	20認知症対応型共同生活介護	2,519,549	2,552,724	2,589,259	2,594,754	2,636,915	4.4%	1.6%
	21地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
	22地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	249,759	298,843	309,870	321,024	375,517	0.6%	17.0%
	23看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	121,973	161,020	209,123	269,757	293,031	0.5%	8.6%
合計	7,434,795	7,602,341	7,538,398	7,697,658	7,926,855	13.3%	3.0%	
施設サービス	24介護老人福祉施設	6,748,809	7,460,535	8,364,378	8,563,111	8,596,536	14.4%	0.4%
	25介護老人保健施設	3,588,630	3,391,935	3,267,176	3,180,032	3,003,872	5.0%	-5.5%
	26介護療養型医療施設	1,038,657	962,737	749,430	540,979	296,836	0.5%	-45.1%
	27介護医療院	8,862	49,297	218,240	284,254	516,252	0.9%	81.6%
合計	11,384,958	11,864,504	12,599,225	12,568,377	12,413,497	20.8%	-1.2%	
総給付費 実績値	53,994,498	55,419,869	56,709,139	58,719,830	59,645,227	100.0%	1.6%	
総給付費 計画値	59,989,217	64,721,321	69,380,846	59,614,478	61,638,680			
対計画値比 乖離額	-5,994,719	-9,301,453	-12,671,707	-894,648	-1,993,453			
対計画値比 乖離率	-10.0%	-14.4%	-18.3%	-1.5%	-3.2%			

出典：介護保険事業状況報告（東日本大震災による臨時特例補助金分を含む）